

平成30年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年 9 月21日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成30年 9 月21日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成30年 9 月21日午前10時31分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	1 番	小 山 善 照 君		9 番	岩 下 孝 嗣 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		会計管理者兼税務課長	井 上 新 吾 君	
	管理兼政策統括監	西 立 也 君		総 務 課 長	中 山 昇 洋 君	
	財政企画課長	加 納 晴 美 君		住民福祉課長	中 島 泰 広 君	
	保健介護課長	山 口 善 正 君		産業振興課長	日 高 大 助 君	
	まちづくり課長	松 本 恵 一 君		生活環境課長	鈴 木 博 之 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦	議会事務局主査		松 本 辰 範

平成30年第3回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月21日 午前10時開議

- 日程1 議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
議案第40号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第41号 平成30年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第42号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第43号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程2 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程3 議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程4 議案第51号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程5 意見書案第1号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書
- 日程6 玄海町選挙管理委員会委員の選挙
- 日程7 玄海町選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程8 閉会中の継続調査について
- 日程9 議員の派遣について

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が1件、また、委員会提案の意見書案が1件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

- 日程 1 議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第40号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成30年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程 1. 議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）から議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上6件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月10日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

9月10日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）から議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上6件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決

されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）から議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上6件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第49号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議案

第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月10日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長、井上正旦君。

○決算特別委員長（井上正旦君）

御報告いたします。

9月10日の本会議において決算特別委員会に付託を受けておりました議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議案第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上5件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決及び認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程2. 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議案第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上5件については、原案のとおり可決及び認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定されました。

日程 3 議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、9月10日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。決算特別委員長、井上正旦君。

○決算特別委員長（井上正旦君）

御報告いたします。

9月10日の本会議において決算特別委員会に付託を受けておりました議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、慎重審議の結果、賛成多数をもって認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程 3. 議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程４ 議案第51号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（上田利治君）

日程４．議案第51号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第51号 損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これは町道クツ越２号線における事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要としましては、平成30年５月27日午前10時28分ごろ、浜野浦地区の町道草刈り清掃作業中、自動車で横断側溝のグレーチングふたを通過した際に、グレーチングふたがはね上がり、車両下部に巻き込み、車両の一部が破損いたしました。この事故による損害賠償額は146千円でございます。

なお、事故は町道クツ越２号線の施設の瑕疵によるものでございます。当然、相手方の過失はございませんので、車両の修繕料全額が損害賠償額となっております。

また、この損害賠償額については、全額町で加入をしている保険から補填され、直接相手方に支払われるものでございます。

本議案を可決いただきますと、相手方への損害賠償額が確定いたしますので、可決をいただきましたら早急にこの賠償額で示談したいと考えておりますので、御審議の上、原案通りの御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○９番（岩下孝嗣君）

事故の概要が、側溝のグレーチングふたを通過したときにグレーチングふたがはね上がり、車両に巻き込み、車両の一部が破損したということです。

この損害賠償額146千円は総額ですか。保険から出る額と同額ですか。

○議長（上田利治君）

中山総務課長。

○総務課長（中山昇洋君）

この146千円といいますのは、修繕料の総額でございます。それについて全額保険のほうから補填をされるということになっております。（発言する者あり）

修理費の全額でありまして、その全額について保険のほうで補填をされるということでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

町道管理の不備上、こういう事故が起きたということで、町が全額補填するのに異存はありませんが、町道管理ですね、この写真を見てみますと、グレーチングが曲がっているのじゃなくて、きれいにはまっていなくて、それを通過したときにこれがはね上がったということですね。そしたら、町道の管理に不備があるわけですね。

ふだん私、町道の管理、巡回パトロールは指定管理者に委ねているというふうに思っておりましたが、パトロールする際に、指定管理者からそういう報告は上がっていなかったんでしょうか。こういう状態にグレーチングがあるから、危険だから回復しておくように。それとも、まちづくり課が巡回しなければいけないのを怠ったのか、どちらなのでしょう。

いずれにしても、一日二日でこういう形になる品物ではないですよね、このグレーチングは。その辺はいかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

この写真につけておりますグレーチングにつきましては、車ではね上げたときに車両下部に巻き込まれ、曲がった状態になったものを現地に戻した状態で写真を撮らせていただいております。

事故の原因といたしましては、横断側溝、これが既製品ですけど、道幅の関係上、縦断側溝との接続箇所、これを既製品を加工して、グレーチングも加工して、きれいにふたをかぶせていたというような状況でございました。それが経年劣化の状況で、横断U字溝の側壁が

3センチから5センチぐらい破損して欠けておった状態だったというふうに現地のほうで確認をいたしました。車両の通行がこの欠けている上を通った段階でグレーチングをはね上げたというような状況で事故が起こったというふうに認識をしております。

ですから、現場の立会等々をやった場合、表面上はきれいにふたがかぶっている状態でしたので、道路巡回というところでの報告は受けておりませんでした。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

事故が起きたときは、この写真の状態じゃなかった。これはちょっと側溝に肩がかかって上がっていますよね。これはしっかり下についていた。しかし、下に基盤といいますか、基礎があって、それがしっかりしていなくて、がたがたしている状態であった。

いずれにしても、管理不行き届きということにはなると思うんですけど、この程度の事故でよかったんですが。

それと、この巡回ですね、各区長さんたちから、ここがこういうふうに悪いから修理をしてくださいとかいうのはもちろんあると思うんですが、さっき言った指定管理者、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社にパトロールを委ねているという点については報告がなかったということですが、見落としていたということでしょうか。どの辺まで管理をしているのでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

町道の巡回については、全線見回りをしていただいております。先ほども申しましたが、表面上から見る限り、グレーチングのふたがきれいにかかって、U字溝の側壁の破損状態というのは確認できていないような状況でございましたので、現地のほうは見落としてしまったと。

ただ、議員おっしゃいますように、道路の維持管理上の不備があったということに対しては申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9 番（岩下孝嗣君）

いずれにしても、見過ごしていたということにはなるわけですね。この程度の事故で、車両の破損だけで済んだからいいようなものの、こういう箇所はほかにもあると思いますので、十分に注意をされて、点検も委託しているなら、委託業者に対してしっかりした報告をするように、その辺の注意を促しておきます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 意見書案第1号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書

○議長（上田利治君）

日程5. 意見書案第1号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書を議題といたします。

提出者であります産業厚生常任委員長に提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長、友田国弘君。

○産業厚生常任委員長（友田国弘君）

意見書案第1号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、（汚水に係る下水道施設の改築については排出者が負担するべきとの考えのもと）国による支援は未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、昨年12月22日、国土交通省から、下水道事業にかかる社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方としまして、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知されました。

仮に下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、住民生活が成り立たなくなります。

一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

また、下水道は地域からの汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割が大きな事業であります。この役割は新設時も改築時も変わるものではありません。

よって、国においては、住民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する国費支援を継続されることを強く求めるものであります。

この意見書が採択されましたならば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に提出をお願いしたいと考えております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程6 玄海町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（上田利治君）

日程6. これより玄海町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

玄海町選挙管理委員会委員に、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、宮崎忠義君、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、草場久司君、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、渡邊幸人君、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、古舘秀喜君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました宮崎忠義君、草場久司君、渡邊幸人君、古舘秀喜君を玄海町選挙管理委員会委員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮崎忠義君、草場久司君、渡

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は議長において定めることに決定いたしました。

補充の順序は、第1順位に越路弘文君、第2順位に松本博君、第3順位に前川公望君、第4順位に小山康人君、以上のとおり定めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、第1順位に越路弘文君、第2順位に松本博君、第3順位に前川公望君、第4順位に小山康人君と決定いたしました。

日程8 閉会中の継続調査について

○議長（上田利治君）

日程8. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、調査中の事件につき、会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程9 議員の派遣について

○議長（上田利治君）

日程9. 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第110条の規定により、お手元に配付しております議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年第3回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員